一般社団法人日本女子サッカーリーグ
規約

第１章　総則

第１条〔目　的〕

一般社団法人日本女子サッカーリーグ（以下「リーグ」という）は、日本サッカーをより広く愛されるスポーツとして普及させることにより、国民の心身の健全な発達を図るとともに、豊かなスポーツ文化を醸成し、わが国の国際社会における交流・親善に寄与することを目的とする。

さらに、日本女子サッカーの活性化を目指し、参加チームの相互の切磋により技術の向上と普及発展を図り、女子サッカーを愛する人々に夢と希望を与えるリーグにすることを目的とする。

第２条〔本規約の趣旨〕

本規約は、「一般社団法人日本女子サッカーリーグ定款」（以下「定款」という）に基づき、リーグ組織および運営に関する基本原則を定めることにより、リーグの安定的発展を図ることを目的とする。

第３条〔遵守義務〕

(1) リーグの役職員、リーグの正会員たるチーム（リーグ定款第６条第１項第１号に定める各法人をいう。以下総称して「チーム」という）およびその役職員、チームに所属する選手、監督およびコーチ、リーグ担当審判員その他の関係者（以下総称して「リーグ関係者」という）は、本規約および公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の定款ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。

(2) リーグ関係者は、第１条のリーグの目的達成を妨げる行為および公序良俗に反する行為を行ってはならない。

(3) リーグ関係者は、法律、命令、条例等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。

(4) リーグ関係者は、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属する者（以下「反社会的勢力」という）であってはならない。また、リーグ関係者は、反社会的勢力による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ反社会的勢力と取引をし、または交際してはならない。

(5) リーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。

(6) リーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。

(7) リーグ関係者は、職務の遂行を通じて知り得た協会、リーグ、クラブその他のリーグ関係者に関連する一切の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

第２章　組織

第１節　理事会

第４条〔理事会〕

⑴　理事会は、理事をもって構成する。

⑵　理事会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

⑶　理事会の権限および運営に関する事項は、定款および本規約に定めるところによる。

⑷　役員（理事・監事）は、その就任時に、満７０歳未満でなければならない。ただし、次の者について、理事会にて承認を得られた場合にはこの限りではない。

①　理事長および専務理事就任予定者

②　今回の就任により２期目在任となる理事

第５条〔理事会の権限〕

理事会は、リーグの運営に関する次の権限を行使する。

①　リーグ運営の基本方針の決定

②　諸規程の制定

③　その他、定款および本規約に定める事項に関する決定

第２節　理事長

第６条〔理事長〕

理事長は、リーグを代表するとともに、リーグの業務を管理統括する。

第７条〔理事長の権限〕

理事長は、リーグの運営に関する次の権限を行使する。

①　リーグ全体の利益を確保するための、リーグ所属の団体および個人に対する指導

②　リーグ所属の団体および個人の紛争解決および制裁に関する最終決定

③　その他定款および本規約に定める事項

第３節　実行委員会

第８条〔構　成〕

⑴　なでしこリーグ１部（以下「ＮＬ１部」という）、なでしこリーグ２部（以下「ＮＬ２部」という）は、それぞれ実行委員会を設置する。

⑵　ＮＬ１部に設置する実行委員会を「ＮＬ１部実行委員会」、ＮＬ２部に設置する実行委員会を「ＮＬ２部実行委員会」、「合同実行委員会」という場合は、ＮＬ１部、ＮＬ２部の合同実行委員会を総称する。

⑶　各実行委員会を構成する委員は次の通りとする。

①　ＮＬ１部実行委員会：理事長、専務理事、常務理事、ＮＬ１部各チーム実行委員または代理の者、その他理事長が必要と判断した者

② ＮＬ２部実行委員会：理事長、専務理事、常務理事、ＮＬ２部各チーム実行委員または代理の者、その他理事長が必要と判断した者

第９条〔招　集〕

⑴ 実行委員会は、原則としてＮＬ１部実行委員会を年５回、ＮＬ２部実行委員会を年５回招集する。その他必要があるごとに随時招集する。

⑵ 合同実行委員会は運営上必要と専務理事が判断した場合、臨時で招集することができる。

第１０条〔招集権者および議長〕

⑴ 実行委員会は専務理事が招集し、その議長となる。ただし、専務理事に事故等があり議長を務められない場合は、事務局長がこれにあたる。

⑵ 実行委員会の各委員における委員総数の３分の２以上から会議の目的事項を示して委員会開催請求があったときは、専務理事は請求された委員会を招集しなければならない。

⑶ 実行委員会の招集は、予め各委員会において定めた期日の場合を除き、各委員に対し会日の７日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

第１１条〔権　限〕

実行委員会は、理事会から委嘱された事項を検討し、理事会に上申する。

第１２条〔定足数および決議要件〕

実行委員会の決議は委員現在数の２分の１以上が出席し、その出席委員の過半数をもって行う。

第１３条〔代理出席〕

実行委員が欠席の場合、実行委員代理としてリーグ登録されている者がＮＬ１部実行委員会、ＮＬ２部実行委員会、合同実行委員会に出席し、議決権を行使することができる。

第１４条〔オブザーバー出席〕

予め専務理事に届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）としてＮＬ１部実行委員会、ＮＬ２部実行委員会、合同実行委員会に出席することができる。

第１５条〔関係者の出席〕

⑴ 理事長が必要と判断した者は、ＮＬ１部実行委員会、ＮＬ２部実行委員会、合同実行委員会に出席し、意見を述べることができる。

⑵ ＮＬ１部実行委員会、ＮＬ２部実行委員会は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第１６条〔議事録〕

ＮＬ１部実行委員会、ＮＬ２部実行委員会、合同実行委員会の議事経過の要領および結果を記録しこれをリーグに保存する。

第１７条〔事務局〕

実行委員会に関する事務は、リーグが統括する。

第４節　常任理事会

第１８条〔常任理事会の構成および権限〕

⑴　常任理事会は、理事長および若干名の理事で構成する。なお、理事長は案件ごとに、常任理事以外の理事またはその他の者を常任理事会に出席させることができる。

⑵　理事会に付議すべき事項のうち、次の各号の案件について協議する機関として、常任理事会を設置する。

①　事業に関する案件

②　前号のほか、理事長および専務理事が常任理事会に付議すべきと判断した案件

第５節　その他の委員会

第１９条〔規律委員会〕

理事会の下に規律委員会をおき、理事長がこれを直轄する。規律委員会に関する事項は理事会が制定する「規律委員会規程」の定めるところによる。

第２０条〔その他の小委員会〕

リーグ運営上必要とされるときは、実行委員会の下に小委員会を設置することができる。

第６節　事務局

第２１条〔事務局の設置〕

リーグの社員総会、理事会および各委員会の事務を処理し、理事長および専務理事の職務の執行を補佐するとともに、リーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される事務局をおく。

第２２条〔事務局の運営〕

⑴　事務局の組織および人事に関する重要事項は、理事会の承認を得て理事長が定める。

⑵　渉外、広報、企画、および登録に関する事項を行う。

⑶　競技に関する事務処理を行う。

⑷　予算および決算に関する事務処理を行う。

⑸　その他リーグの事業に関する事務処理を行う。

⑹　リーグ運営上必要な場合は、事務局の下にプロジェクトチームを設置し事業を行う。

第３章　チーム

第２３条〔入会チームの資格要件〕

リーグに入会するチームは、以下の要件を具備しなければならない。

①　チームの母体となる法人または団体に経済的サポートの確約がされ、長期にわたりチーム運営に支障のないよう保証されること

② リーグの公式試合を充分に戦えるだけの戦力および施設確保能力を有すること
③ 協会の諸規程およびリーグの規約、ならびにこれに付随する諸規程を遵守すること
④ チームは、日本法に基づき設立された法人で運営されていること
⑤ ＮＬ１部およびＮＬ２部会員となるチームは、なでしこリーグ１部・２部それぞれの加盟基準の認定を受け、それを取り消されていないチームであること

第２４条〔チーム数〕

リーグのチーム数は以下の通りとする。

① ＮＬ１部　１２チーム
② ＮＬ２部　ＮＬ１部以外のチーム

第２５条〔入　会〕

リーグは次の条件を満たすチームをＮＬ１部またはＮＬ２部に入会させることができる。

① ＮＬ１部
A）第２３条の要件を具備すること。理事会においてなでしこリーグ１部加盟基準の認定を受けていること。なでしこリーグ加盟基準は別途定める
B）第２３条に定められた条件を満たしたチームであること
C）当該年度の前年度に理事会にて決定する
D）ＮＬ１部への入れ替え方式については別途定める。

② ＮＬ２部
A）ＮＬ２部に入会を希望するチームは定められた締め切り日までに理事長に対し、入会申込書を提出しなければならない
B）入会申込書を提出したチームに対し、なでしこリーグ２部加盟基準に関する審査を行う。またリーグによるチーム責任者からの聴取を行い、チームの経営状態、チーム戦力、観客数、選手育成その他リーグが認める事項に関する調査をする
C）理事会は②のＢの調査を踏まえ、なでしこリーグ２部加盟基準の認定の可否および入替戦参戦の可否を審議し、その結果を該当チームに対して書面で通知する
D）ＮＬ２部への入れ替え方式については別途定める。

第２６条〔ＮＬ１部・ＮＬ２部の入れ替え〕

⑴ ＮＬ１ 部 とＮＬ２ 部 との間で、以下の通り入れ替えを行う。
① ＮＬ１部における年間順位の１２位チームがＮＬ２部に降格し、ＮＬ２部の優勝チームがＮＬ１部に昇格する。
② ＮＬ１部における年間順位が１１位のチームとＮＬ２部における２位のチームとが入替戦を行い、勝者が翌シーズンのＮＬ１部、敗者が翌シーズンのＮＬ２部となる。

⑵ 前項の定めにかかわらず、ＮＬ２部の優勝チームまたは２位チームがＮＬ１部の加盟基準を満たしていない場合は、前項における入れ替えの対象にならない。

⑶ 前項に該当する事態が発生した場合における、第１項の取り扱いは以下のとおりとする。
① ＮＬ２部優勝チームが前項に該当する場合は、第１項第１号に定める入れ替えは行わず、ＮＬ１部の１１位チームとＮＬ２部の３位チーム、ＮＬ１部の１２位チームとＮＬ２部の２位チームとが入替戦を行い、入れ替えの有無を決定する。
② ＮＬ２部の２位チームが該当した場合は、第１項２号は適用せず、ＮＬ１部の１１位チームとＮＬ２部の３位チームとが入替戦を行い、入れ替えの有無を決定する。なお第１項第１号は実施する。

⑷　ＮＬ２部優勝チーム、同２位チームいずれもが第２項各号に該当する場合は、ＮＬ１部の１２位チームとＮＬ２部の３位チームとが入替戦を行い、入れ替えの有無を決定する。

⑸　入れ替えにおいて、ＮＬ２部における年間順位４位以下のチームが入れ替えの対象になることはない。

⑹　ＮＬ１部チームが加盟資格を喪失した場合、また退会した等の理由でＮＬ１部の対象チームが変更となる場合の入れ替え方法については理事会にて審議、決定する。

第２７条〔ＮＬ２部・予選大会勝ち抜けチームの入れ替え〕

⑴　ＮＬ２部の１２位チームと 2026 プレナスなでしこリーグ２部入替戦予選大会（以下「予選大会」という）１位チーム、またＮＬ２部の１１位チームと予選大会の２位チームが入替戦を行う。ただし、予選大会より参加のチームはＮＬ２部加盟基準の認定を受けているチームに限る。また、入替戦に出場する予選大会参加チームが何らかの理由で決定しなかった場合は、ＮＬ２部の対象チームはＮＬ２部に残留とする。

⑵　ＮＬ２部チームが加盟資格を喪失した場合、また退会した等の理由でＮＬ２部の対象チームが変更となる場合の入れ替え方法については理事会にて審議、決定する。

⑶　「新加盟チーム決定方法」は理事会で決定する。

第２８条〔同一クラブの下部組織〕

同一クラブの下部組織の２チーム目がリーグに加盟する場合、同一カテゴリーでの参戦は認められず、下部組織のチームは下位のリーグに留まるか降格しなければならない。

第２９条〔入会金および会費〕

⑴　加盟チームはリーグに対し、次に定める入会金および会費（年会費）を納入しなければならない。

①　ＮＬ１部　年会費　　６，５００，０００円

②　ＮＬ２部　年会費　　５，０００，０００円

③　入会金　　１，０００，０００円

⑵　入会金および会費は当該年度２月末までにリーグに納入しなければならない。

第３０条〔退　会〕

加盟チームが退会しようとするときは、退会しようとする年度の前年の７月末日までに、理由を付した退会届を理事長に提出しなければならない。ただしシーズン途中の退会は認められない。

第３１条〔チームの母体の変更〕

⑴　加盟チームの母体を変更する場合には、変更しようとする年度の前年の７月末日までに、以下の要件を満たしていることを示し、同一チームであることを理事会で承認されなければならない。

①　協会の登録チームが同一である

②　所属都道府県サッカー協会が承認している

③　活動拠点となる自治体が同一チームであることを承認している

④　元のチームまたは元のチームを所有する団体が承認している

⑵　チーム名、エンブレムの変更は、１２月末日までに理事会で承認されなければならない。

第３２条〔アカデミーチームの保有〕

加盟チームはアカデミーチームを保有しなければならない。

(1)　ＮＬ１部

U-１５・U-１８を保有すること

①　JFAへクラブ申請し、承認されたチームであること

保有が難しい場合、 協会へクラブ申請し承認された場合のみ、外部チームをアカデミーチームと認める

※U-１８は2030シーズン登録時までに保有していること

②　協会が開催するU-１５、U-１８大会に参加すること

(2)　ＮＬ２部

U-１５を保有すること（U-１８の保有は望ましい）

①　JFAへクラブ申請し、承認されたチームであること

保有が難しい場合、 協会へクラブ申請し承認された場合のみ、外部チームをアカデミーチームと認める

※U-１５は2030シーズン登録時までに保有していること

②　協会が開催するU-１５、U-１８大会に参加することが望ましい

第３３条〔チームの健全運営〕

(1)　チームは、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならず、以下のいずれかに該当する場合、理事会は必要な措置を講ずることができる。

①　３期以上連続で当期純損失を計上した場合

②　直前事業年度末日現在の純資産の金額がマイナス（債務超過）である場合

(2)　チームは貸借対照表、損益計算書等を当該事業年終了後３カ月以内に提出しなければならない。

(3)　チームは、前項の書類に虚偽の記載をしてはならない。

(4)　リーグはチームの事前の同意がない限り第２項の書類を第三者に開示しないものとする。

第３４条〔役職員等の禁止事項〕

(1)　加盟チームの役員または職員は、直接、間接を問わず、次の事項を行なってはならない。

①　他の加盟チームの役員または役職を兼務すること

②　他の加盟チームまたは他の加盟チームの役職員との間で、金銭貸借などこれらに類する契約を締結すること

③　ほかの加盟チームの資本を保有すること

(2)　加盟チームに所属する選手、監督、コーチおよび役員その他の関係者は、公の場において協会（審判員を含む）、リーグまたは自他の加盟チームを中傷または誹謗してはならない。

第３５条〔チームの所在〕

(1)　チームは都道府県サッカー協会にチームを登録しなければならない。

(2)　チーム所在（チームが登録するサッカー協会の都道府県）は原則として変更することはできない。

(3)　やむを得ない事由によりチームの所在を変更する必要が生じた場合、変更しようとする年度の前年の７月末日までに理由を記載した書面により理事会に申請し、その承認を得なければならない。

第３６条〔名称および所在〕

(1)　チームの名称ならびに所在は次の通りとする。

①　なでしこリーグ１部

チーム名称	チームの所在
ＶＯＮＤＳ市原ＦＣレディース	千葉県
オルカ鴨川ＦＣ	千葉県
スフィーダ世田谷ＦＣ	東京都
日体大ＳＭＧ横浜	神奈川県
ニッパツ横浜ＦＣシーガルズ	神奈川県
静岡ＳＳＵボニータ	静岡県
朝日インテック・ラブリッジ名古屋	愛知県
伊賀ＦＣくノ一三重	三重県
ＡＳハリマアルビオン	兵庫県
岡山湯郷Ｂｅｌｌｅ	岡山県
愛媛ＦＣレディース	愛媛県
ヴィアマテラス宮崎	宮崎県

②　なでしこリーグ２部

チーム名称	チーム所在
ＪＦＡアカデミー福島	福島県
バニーズ群馬ＦＣホワイトスター	群馬県
南葛ＳＣ　ＷＩＮＧＳ	東京都
大和シルフィード	神奈川県
ＳＥＩＳＡ　ＯＳＡレイア湘南ＦＣ	神奈川県
ＦＣふじざくら山梨	山梨県
ヴィアティン三重レディース	三重県
スペランツァ大阪	大阪府
ディオッサ出雲ＦＣ	島根県
吉備国際大学Ｃｈａｒｍｅ岡山高梁	岡山県
ディアヴォロッソ広島	広島県
レノファ山口ＦＣレディース	山口県

第４章　競技

第１節　スタジアム

第３７条〔スタジアムの維持と確保〕

各チームは次の各条に定める用件を具備するスタジアムを確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう努めなければならない。

ただし、それ以外の基準については、理事会で審議し決定する。

第３８条〔スタジアム〕

スタジアムは次の各号の条件を満たすものでなければならない。

① ＮＬ１部

A) ピッチは原則として常緑天然芝であり、かつ縦長１０５m、横幅６８mを標準とする

B) ピッチの外側周囲は、原則としてサッカースタジアムで５m以上、陸上競技場兼用１．５m以上あること

C) ゴールポストおよびバーは白色かつ丸型(直径１２cm)で、原則として埋め込み式のものであり、安全性が確認されたものを使用すること

D) ライン幅は１２cmとし、明瞭にひくこと。ペイント式が望ましい

E) フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険をおよぼすおそれのあるものは一切放置もしくは設置してはならない

F) 観客エリアを設けていること

G) 1000 人以上収容可能な観客席を用意すること（芝生席は観客席とみなさない）

H) 照明設備はあることが望ましい（照度は原則８００ルクス以上）

I) スタジアムは安全性が確保されていること

J) 緊急時にスタジアム内にいるすべての人が避難できるように対策をとっていること

② ＮＬ２部

A) ピッチは原則常緑天然芝とするが、人工芝の使用を認める場合がある。その際は、「JFA ロングパイル人工芝ガイドライン」カテゴリーⅢのフィールドテスト適合証が発行されていることを条件とする。ピッチサイズは、原則として縦長１０５m、横幅６８mを標準とする

B) ピッチの外側周囲は、原則としてサッカースタジアムで５m以上、陸上競技場兼用は１．５m以上あること

C) ゴールポストおよびバーは白色かつ丸型(直径１２cm)で、原則として埋め込み式のものが望ましく、安全性が確認されたものを使用すること。ただし、人工芝の場合はこの限りではない。

D) ライン幅は１２cmとし、明瞭にひくこと。ペイント式が望ましい

E) フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には選手のプレーに影響を与え、または危険をおよぼすおそれのあるものは一切放置もしくは設置してはならない

F) 500 人以上収容可能な観戦席を用意すること（芝生席は観客席とみなさない）

G) 照明設備はあることが望ましい（照度は原則８００ルクス以上）

H) スタジアムは安全性が確保されていること

I) 緊急時にスタジアム内にいるすべての人が避難できるように対策をとっていること

第３９条〔スタジアムの付帯設備〕

スタジアムは、次の各号の付帯設備を備えていなければならない。

① ＮＬ１部

A）運営本部室、医務室は原則として備えなければならない
B）更衣室を設置していること。競技チーム分の更衣室と審判員の更衣室（男女分かれているほうが望ましい）が用意されていること。それぞれに温水シャワーが使用でき、冷暖房設備が完備されていること。更衣室、シャワーがスタジアム内に無い場合はスタジアム外に用意し、その費用はホームチームが負担すること
C）マッチ・コーディネーション・ミーティング室を設置していること。または諸室等の運用方法を工夫し、利用可能な状態にすること
D）マッチコミッショナー席、アセッサー席、記録席を用意すること（ピッチ全体が見渡せる場所が望ましい、また雨天の場合でも使用可能であること）
E）ドーピングコントロール室を設置していること。または諸室等の運用を工夫し、利用可能な状態にすること
F）警察・消防司令兼控室を設備するよう努めること
G）メディア控室を設置すること。または諸室等の運用を工夫し、利用可能な状態とすること
H）VIP 席を設置していること。または諸室等の運用方法を工夫し、利用可能な状態とすること
I）記者席を設置すること（雨に濡れない席が望ましい）
J）場内放送の設備を備えること
K）スコアボードおよび時計は原則として備えなければならない
L）メンバー掲示板が設置されていること、設置されていない場合はこれ以外の方法において周知すること
M）リーグ旗・チーム旗の掲揚ポールまたはバトンを設置していること
N）入場券売場を備えなければならない。（臨時に設置しても可）
O）総合案内所、飲食売店、グッズ売店が設置されていることが望ましい
P）テレビ中継が行える設備が用意されていること
Q）テレビカメラ設置スペース、中継車両駐車スペース、ケーブル敷設スペース、伝送用機材等設置スペース等を整備するよう努めること

② ＮＬ２部
A）運営本部室、医務室は原則として備えなければならない
B）更衣室を設置していること。競技チーム分の更衣室と審判員の更衣室（男女分かれているほうが望ましい）が用意されていること。それぞれに温水シャワーが使用でき、冷暖房設備が完備されていること。更衣室、シャワーがスタジアム内に無い場合はスタジアム外に用意し、その費用はホームチームが負担すること
C）マッチ・コーディネーション・ミーティング室を設置していること。または諸室等の運用方法を工夫し、利用可能な状態にすること
D）マッチコミッショナー席、アセッサー席、記録席を用意すること（ピッチ全体が見渡せる場所が望ましい、また雨天の場合でも使用可能であること）
E）警察・消防司令兼控室を設備するよう努めること
F）メディア控室を整備するよう努めること
G）VIP 席を整備するよう努めること
H）記者席を整備するよう努めること
I）場内放送の設備を備えること（有料試合の場合）
J）スコアボードおよび時計は原則として備えなければならない
K）メンバー掲示板が設置されていること、設置されていない場合はこれ以外の方法において周知すること

L）リーグ旗・チーム旗の掲揚ポールまたはバトンを設置していること

M）入場券売場を備えなければならない。※臨時に設置しても可（有料試合の場合）

N）総合案内所はブースとしてあることが望ましい。飲食売店、グッズ売店は整備するよう努めること

O）テレビ中継用スペースは整備するよう努めること

第４０条〔ベンチ〕

⑴　ピッチのタッチラインから５m以上離れ、かつ、その一端がハーフウェーラインから１０m以内に懸かる位置に設置することが望ましい。

⑵　ホームチームのベンチは原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置する。

⑶　テクニカルエリアは特定された座席部分から両横に１m、前方にタッチラインから１mの範囲に設置すること。

⑷　第４の審判員のベンチを設置しなければならない。

第４１条〔広告看板の設置〕

⑴　スタジアムにはリーグが指定する位置に、リーグおよびリーグスポンサーが所定するサイズおよび枚数の広告看板またはバナーを掲出することができるスペースを確保しなければならない。

⑵　チームは前項の広告看板およびバナー以外の広告物等を設置しようとする場合には、事前にリーグへ届け出て承認を得なければならない。ただし、これに関わる費用はすべてチームが負担しなければならない。

第４２条〔スタジアムにおける告知等〕

①　ホームチームは、スタジアムにおいて、次の各号の事項を告知しなければならない。

⑴　選手、審判員、マッチコミッショナーおよび審判アセッサー

⑵　選手および審判員の交代

⑶　得点者および得点時間（得点直後）

⑷　他の試合の途中経過および結果

⑸　入場者実数

⑹　リーグスポンサー

⑺　前各号のほか、リーグの指定する事項

②　ホームチームは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。

⑴　次の試合の予定の告知

⑵　事前にリーグに届け出て承認を得た広告宣伝

⑶　音楽放送

⑷　チームまたは選手に関する情報の告知

⑸　前各号のほか、リーグの承認を得た事項

第４３条〔物品の貸与〕

以下の物品をリーグより貸与する。

①　リーグ旗　１枚

②　リスペクト旗　１枚

③　タイトルバナーおよびリーグスポンサーバナーならびにそれに付随するもの

④　試合映像記録用カメラセット

⑤　ＡＥＤ（自動体外式除細動器）
⑥　その他

第４４条〔物品の返却〕
前項の物品については退会またはカテゴリーがかわる場合には必ずリーグに返却しなければならない。

第４５条〔入場料〕
⑴　ＮＬ１部
全試合有料とする
ただし、該当試合の５０日前までにリーグに所定の申請書により申請し、リーグの承認を得た試合については無料で行うことができる。
⑵　ＮＬ２部
全試合無料とする。
ただし、該当試合の５０日前までに事務局に所定の申請書により申請し、リーグの承認を得た試合については有料で行うことができる。

第４６条〔招待券の提供〕
⑴　有料で開催する公式試合について、チームはリーグスポンサーへの招待チケットを無償にて提供すること。招待チケットの枚数はリーグが指定する。
⑵　招待チケットは以下が用意する。
①　ＮＬ１部はリーグが用意する
②　ＮＬ２部で有料試合を開催する場合はチームが用意する

第２節　公式試合

第４７条〔公式試合〕
リーグにおける公式試合（以下、本規約において「公式試合」という）とは、次の試合をいう。
①　リーグ戦
②　入替戦
③　理事会が指定した試合

第４８条〔参加義務〕
⑴　チームは、公式試合および協会が開催する大会に参加しなければならない。
⑵　チームは、所属選手が代表チームまたは選抜チームの一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。

第４９条〔最強チームによる試合参加〕
チームは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって前条の試合に臨まなければならない。

第５０条〔不正行為への関与の禁止〕
チームおよびチームの役員、選手、監督、コーチその他の関係者は、方式・形式のいかんにかかわらず、

また、直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

第５１条〔公式試合の主催〕

⑴　公式試合は、すべて協会およびリーグが主催（自己の名義において試合を開催すること）し、リーグが主管（自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること）する。

⑵　リーグは、公式試合のホームゲームの主管をホームチームに委譲する。

第５２条〔主管権の譲渡〕

⑴　チームは、専務理事の承認を得て、そのチームが主管するホームゲームの主管権を都道府県サッカー協会に譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該チームは本規約上の義務を免れるものではない。

⑵　主管権の譲渡に関する手続きその他の詳細は、別途定める「主管権譲渡ガイドライン」による。

第５３条〔競技規則〕

公式試合は、すべて国際サッカー連盟（ＦＩＦＡ）および協会の規則に従って実施される。

第５４条〔届出義務〕

チームは次の事項を所定の方法によりリーグに届けなければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。ただし、本条③と④の役職を兼務することはできない。

①　チーム情報およびユニフォーム等

②　選手

③　監督、コーチ、ドクター、トレーナー等（以下「チームスタッフ」という）

④　実行委員、実行委員代理、運営責任者、運営責任者代理、広報担当者、強化担当者

⑤　チームが主催するリーグ戦等の公式試合以外の国内有料試合

第５５条〔出場資格〕

⑴　協会「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に基づき協会へ選手登録を完了し、かつ第９３条に定めるリーグ登録を完了した選手のみが公式試合における出場資格をもつ。

⑵　選手は、公式試合出場に際し、協会の発行した電子選手証をカラー印刷したもの、または協会が発行した電子選手証を画面上に表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。

第５６条〔ユニフォーム〕

ユニフォームについてはリーグが定める「ユニフォーム規程」に従い、事前にリーグへ届けて、承認を得たものでなくてはならない。

第５７条〔試合球〕

公式試合の試合球は、リーグが協会検定球の中から認定する。

第５８条〔チームの責任〕

⑴　ホームチームは、選手、スタッフ、審判員および観客等の安全を確保する責任を負う。

⑵　ホームチームは、観客が試合前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう務め

る義務を負う。

⑶　ビジターチームは前項に基づくホームチームの義務の履行に協力しなければならない。

第５９条〔選手の健康管理およびドクター〕

⑴　チームは、当該チームの責任において選手の健康管理を行わなければならない。

①　ＮＬ１部チームの健康管理における医学的検査の項目は、協会の医学委員会が定めるメディカルチェック項目とする

②　ＮＬ２部チームは、年１回、健康診断を受診させなければならない

⑵　ＮＬチームは、すべての試合にメディカルスタッフ（日本国医師免許を有するドクター、またはアスレティックトレーナー等）を必ず同行させなければならない。

⑶　試合、トレーニング時の怪我における治療費は、チームが負担しなければならない

第６０条〔負傷した選手の活動再開の制限〕

⑴　チームは、選手が試合中に負傷して退場した場合において、その傷害が頭部その他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、当該選手の選手としての活動を再開させてはならない。

⑵　前項の傷害が練習中に生じた場合においても同様とする。

第３節　試合運営

第６１条〔リーグ戦の開催期間〕

リーグ戦は原則として毎年３月から１２月までの間に実施する。

第６２条〔リーグ戦の開催〕

⑴　公式試合の試合日程は原則として、次の事項を考慮のうえ、実行委員会にて審議を得て、理事会にて決定する。

①　開幕のホームゲーム権は前年度のリーグの順位の下位チームに与えられること

②　最終戦のホームゲーム権は前年度の上位チームに与えられること

③　アウェイゲームは３試合以上連続しないことが望ましい

⑵　公式試合は、原則として土曜日、日曜日および祝日に開催されるものとする。

第６３条〔試合日程の遵守〕

チームは、前条に定められた公式試合の開催日、キックオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

第６４条〔試合の日時または場所の変更〕

⑴　公式試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。

①　ホームチームがビジターチームと協議のうえ決定し、変更しようとする開催日の５０日前までに申請する

②　専務理事は、変更の可否を判断し、変更される開催日の４０日前までに、ホームチームおよびビジターチームの双方に通知する

⑵　前項の手続きが行われない場合、ビジターチームは当該変更を拒否することができる。

⑶　やむを得ない特別の事情がある場合において、専務理事は前２項の規定にかかわらず開催の日時

または場所を変更することができる。

第６５条〔特別の事情による変更〕

チームは、協会またはリーグにおいて特別な事情がある場合には、日時等の変更に応じなければならない。

第６６条〔抱き合わせ開催〕

公式試合は、リーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合わせで開催する場合は、事前にリーグへ連絡をし、承諾を得なければならない。

また、日本プロサッカーリーグまたは日本女子プロサッカーリーグとの共催は別途定めるガイドラインに則り開催することができる。

第６７条〔マッチコミッショナー〕

(1) マッチコミッショナーは規律委員会が選定、推薦し、理事会が承認した後、理事長が任命し、公式試合のみに派遣する。

(2) マッチコミッショナーは、原則として協会が定めるＪＦＡマッチコミッショナーに登録しなければならない。

(3) マッチコミッショナーの業務内容等については別途「マッチコミッショナー規定」を定める。

第６８条〔運営責任者〕

試合の運営にあたっては、ホームチームは運営責任者を置き、一切を統括する。

第６９条〔試合の中止の決定〕

(1) 公式試合の中止は、主審がマッチコミッショナーおよび両チーム実行委員またはそれに代わるチーム責任者、リーグの意見を参考のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよび両チーム実行委員またはそれに代わるチーム責任者、リーグが協議のうえ決定する。

(2) 前項の定めにかかわらず、公式試合が以下各号のいずれかに該当する場合、当該試合は中止される。

① 悪天候、地震等の天災地変、公共交通機関の不通、新型コロナウイルス感染症を含むパンデミックその他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により、当該試合の開催が困難であると理事長が判断したとき

② リーグ戦試合実施要項ＮＬ１部第２３条、ＮＬ２部第２２条第２項の定めに従った協議にもかかわらず、公式試合を担当する主審および副審計３名を確保できないと理事長が判断したとき

③ 前２号に定めるほか、理事長が当該試合の開催が困難であると判断したとき

第７０条〔試合中止の代替試合等〕

(1) 公式試合がキックオフ前に、第６９条の規定に基づいて中止となった場合、当該試合の代替試合の開催日時および場所は、理事長または専務理事が決定するものとする。

(2) 公式試合がキックオフされた後に、第６９条の規定に基づいて中止となった場合、当該試合は原則として中止時点からの再開試合とする。ただし、当該中止試合を実施する両チームの同意があり、かつ理事長が公平性の観点から問題ないと判断する場合、再試合または中止時点での試合成立試合とすることができる。なお、再試合または再開試合の日時および場所を含む取扱いについては、理事長が決定する。

⑶　前２項の定めにかかわらず、公式試合がいずれかまたは双方のチームの責めに帰すべき事由により中止されたと理事長が判断した場合、当該試合の代替試合、再試合および再開試合（以下総称して「代替試合等」という）は行わず、当該試合の取扱いは次条に定めるとおりとする。

⑷　代替試合等の開催日および開催場所の決定は、当該チームが協議し、理事長がおこなう。代替日の確保が困難であると理事長が判断した場合、当該試合は開催されないものとし、開催できない試合がある場合の取扱いは次条に定めるとおりとする。

第７１条〔中止試合のみなし開催〕

ある公式試合について、前条第３項または第４項の理事長の判断がなされた場合、当該試合は開催したものとみなし、その取扱いについては、当該試合の中止原因に応じ、以下各号の定めに従う。

①　双方のチームの責に帰すべき事由によらず、不可抗力により中止となった場合、０対０の引き分け

②　一方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合、その帰責性あるチームが０対３で敗戦（帰責性のないチームが３対０で勝利）

③　双方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合、双方のチームが０対３で敗戦

第７２条〔試合結果の報告〕

運営責任者は、公式記録（原紙）および試合開催報告書をリーグに提出しなければならない。

第７３条〔医療体制〕

ホームチームは試合開催時には日本国医師免許を有する医師（マッチドクター）を待機させ、救急体制を整えなければならない。

第７４条〔試合実施要項〕

公式試合の運営に関する事項は、理事会が制定する「試合実施要項」によるものとする。

第７５条〔規律委員会による処分〕

次の各号のいずれかに該当するものに対する処分は、規律委員会において審議決定する。

①　退場を命じられた者

②　警告を受けた者

③　前２号に相当する不正な行為を行なった者

④　試合中に審判員が確認できなかった悪質な行為に関しては、映像確認を行い規律委員会で審議する

第４節　試合の収支

第７６条〔試合の費用負担等〕

⑴　リーグは次の費用についてホームチームに支給する。

①　試合会場におけるリーグオフィシャルスポンサー広告掲出料

②　審判の手当ておよび交通費

⑵　ホームチームは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用を負担する。

①　運営人件費

②　会場使用料

③　チームスポンサー広告掲示に関する諸費用
④　その他の広告宣伝費
⑤　その他の運営に関する費用
⑥　有料試合の入場料収入の３％（協会基本規定による）

第７７条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ビジターチームにおいて発生した交通費、宿泊費はリーグが負担する。ただし、同時期に半数以上のチームに対し支払いが発生する場合については、理事会において決定する。

第７８条〔帰責事由あるチームの費用の補償〕

⑴　ホームチームの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ホームチームはビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
⑵　ビジターチームの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ビジターチームはホームチームに発生した第７６条第２項の費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第７９条〔遠征費用〕

⑴　チームの遠征に要する交通費および宿泊費は、すべてチームの負担とする。
⑵　ホームチームの都合により所在以外のスタジアムで試合を実施したことにより発生したビジターチームの交通費および宿泊費の増額分はホームチームが負担する。

第８０条〔収支報告〕

第７６条第１項の費用において、チームは試合終了後１０日以内に運営費精算書を作成し、リーグへ収支を報告し、精算を行なう。

第５節　表彰

第８１条〔リーグ表彰〕

リーグは、リーグ戦に関し、チーム、選手、監督および審判等に表彰を行う。表彰基準については別途定める。

第８２条〔ＮＬ１部表彰〕

⑴　チームの総合順位により、それぞれ賞状を授与する。
①　優勝
②　２位
③　３位
⑵　フェアプレー賞を１チーム選出する。
⑶　次の個人各賞を選考し賞品を授与する。
①　最優秀選手賞
②　敢闘賞
③　得点王

④ 新人賞
⑤ ベストイレブン
⑥ 優勝監督賞
⑦ 特別クラブ賞

⑷ 前項の各賞の受賞者は理事会が指名した選考者により決定する。

⑸ ＮＬ１部においてシーズンを通して優秀だった審判を選考し賞品を授与し、受賞者は協会の推薦により決定する。

第８３条〔ＮＬ２部表彰〕

⑴ チームの総合順位により、それぞれ賞状を授与する。
① 優勝
② ２位
③ ３位

⑵ フェアプレー賞を１チーム選出する。

⑶ 次の個人各賞を選考し賞品を授与する。
① 最優秀選手賞
② 得点王
③ 新人賞

⑷ 前項の各賞の受賞者は理事会が指名した選考者により決定する。

第８４条〔特別表彰〕

ＮＬ１部表彰、ＮＬ２部表彰のほか、特に表彰を必要とする場合は、理事会の定めるところによる。

第８５条〔表彰式〕

⑴ チームおよび個人等を表彰する表彰式をリーグ戦終了後に行う。

⑵ 表彰式には受賞チーム、受賞者は出席する義務がある。ＮＬ１部優勝チーム（３０名以内）、受賞者の出席に要する旅費はリーグで負担する。

第５章　選手

第８６条〔誠実義務〕

⑴ 選手は、協会の定款、基本規定および本規約ならび、これらに付随する諸規定を遵守するとともに、チームの諸規定を遵守しチームとの間に締結した契約を誠実に履行しなければならない。

⑵ 選手は、自己の能力を最大限に発揮するために、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなればならない。また、チームは選手の健康状態の保持のサポートに努めなければならない。

第８７条〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
① チームの指定するすべての試合への出場
② チームの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
③ チームの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加

④ チームより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
⑤ チームの指定する医学的検診、予防措置および治療措置への参加
⑥ チームの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
⑦ 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
⑧ ドーピングテストの受検
⑨ メディカルチェックの受診（ＮＬ１部）
⑩ 健康診断の受診（ＮＬ２部）
⑪ リーグの指定する試合および研修への参加
⑫ 合宿、遠征等に際してチームの指定する交通機関および宿泊施設の利用
⑬ その他、チームが必要と認めた事項

第８８条〔ドーピングの禁止〕
⑴ 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
⑵ 選手は協会の「アンチ・ドーピング規定」に則り、世界アンチ・ドーピング規定および日本アンチ・ドーピング規定を遵守する。
⑶ 選手はドーピングテスト対象として指名された場合、これを拒否することはできない。
⑷ リーグ登録時に、選手が１８歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書を提出しなければならない。

第８９条〔禁止事項〕
選手は次の各行為を行ってはならない。
① チーム、協会およびリーグの内部事情の部外者への開示
② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容）の部外者への開示
③ 前条（ドーピング禁止）第２項または第３項に違反する行為
④ チーム、協会およびリーグの承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
⑤ チームとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
⑥ チームの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合への参加
⑦ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
⑧ その他チーム、協会、リーグおよびリーグスポンサーにとって不利益となる行為

第９０条〔選手の肖像等の使用〕
⑴ 選手は、肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等の権利を包括的にリーグに許諾する。なお、チームと選手間において覚書を結ばなければならない。
⑵ 選手はチームから指示があった場合、チーム、協会およびリーグの広報・広告・宣伝・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に対し原則として無償で協力するものとする。
⑶ 選手は次の各号について事前にチームの承諾を得なければならない。
① テレビ・ラジオ番組への出演
② イベントへの出演
③ 新聞・雑誌取材への応諾
④ 第三者の広告宣伝等への関与

⑷　リーグスポンサーは、広告、商品に選手肖像の使用を要望した場合、チーム、選手の承諾を得て、使用することができる。

第６章　登録および移籍

第１節　登録

第９１条〔協会の登録に関する規定の遵守〕

チームは、協会が定める選手登録に関する規定を遵守し、同規定に従い協会への登録を行わなければならない。

第９２条〔選手の年齢〕

リーグに登録できる選手は以下の通りとする。

①　当該年度３月３１日現在、満１２歳以上であること

②　ただし、小学校在学中の選手は登録できない

第９３条〔選手等のリーグ登録〕

⑴　リーグは第５４条に基づき、チームから届け出された事項により選手、監督およびコーチのリーグ登録を行う。

⑵　リーグ登録する事項は次の各号のとおりとする。

①　氏名

②　生年月日

③　所属チームの正式名称

④　前各号のほかリーグが指定する事項

第９４条〔登録の変更・拒否・抹消〕

⑴　リーグはチームからの登録変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い変更を行う。

⑵　選手の資格について疑義が生じた場合などは、理事会が最終決定を行う。

第９５条〔未登録の選手〕

チームは協会とリーグへ選手登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

第２節　移籍

第９６条〔協会の移籍に関する規定の遵守〕

選手の移籍は、協会が定める選手移籍に関する規定に従って行わなければならない。

第７章　監督およびコーチ

第９７条〔監　督〕

ＮＬ１部チームは監督として、協会が認定したＡジェネラルライセンス以上を保有する者を置かなければならない。また、ＮＬ２部は監督として、協会が認定したＢライセンス以上を保有する者を置かなければならない。やむを得ず監督の代行者を立てる場合も、原則として同様のライセンスを保有するものとする。やむを得ず監督の代行者を立てる場合も、原則として同様のライセンスを保有するものとする。

また監督は他チーム（クラブ申請をされた下部チームおよびリーグ所属チーム以外のチームも含む）の監督と兼任できない。ただしトップチーム、下部チームのコーチとの兼任はできる。

第９８条〔例　外〕

外国における経験に照らし、前条に定めるコーチライセンスと同等以上の資格を有していると認められる者については、事前に協会およびリーグの承認を得た場合に限り、例外として前条に定める監督になり得る。

第９９条〔研修への参加義務〕

すべての監督およびコーチは、協会またはリーグが指定する研修会に参加しなければならない。

第１００条〔守秘義務〕

監督およびコーチは、職務の遂行を通じて知り得た協会、リーグまたはチームの秘密ないし内部事情を、第三者に開示または漏洩してはならない。

第１０１条〔監督、コーチの肖像等の使用〕

第９０条の規程は、監督およびコーチについてもこれを準用する。

第８章　審判員

第１０２条〔資格要件〕

⑴　ＮＬ１部公式試合の主審は、協会の認定する１級審判員の資格を有する者でなければならない。

⑵　ＮＬ２部公式試合の主審は、協会の認定する２級以上の審判員の資格を有する者でなければならない。

⑶　ＮＬ１部およびＮＬ２部公式試合の副審および第４の審判員は協会の認定する２級以上の審判員の資格を有する者でなければならない。

⑷　主審または副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、副審または第４の審判員はマッチコミッショナーの承認のもとに主審または副審を務めることができる。

第１０３条〔指　名〕

リーグは協会の審判委員会に対し、ＮＬ１部、ＮＬ２部の主審、副審および第４の審判員の指名を要請するものとする。

第１０４条〔手当て等〕

審判員に対する手当ておよび交通費・宿泊費は、それぞれ「試合実施要項」および「旅費規程」に定めるところによる。

第９章　事業

第１０５条〔事　業〕

リーグは、サッカーの普及および振興を促進するため、サッカーの試合の開催に加え、各種の付随的事業を行うものとし、各チームはこれに積極的に協力するものとする。

第１０６条〔公衆送信権〕

(1)　公式試合の公衆送信権（テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む）はすべてリーグに帰属する。

(2)　公衆送信権料およびその取扱いは「放送に関する規程」に定める。

(3)　前項の公衆送信権料は、別途定める基準により配分するものとする。

第１０７条〔リーグロゴマークの使用〕

(1)　リーグロゴマークはプログラム、ポスター等リーグの刊行物などに使用する。

(2)　リーグは商品化権（マーク等を使用して商品を製造・販売する権利）を第三者に許諾することができるものとする。ただし、この場合、当該第三者がリーグに対し商品を低廉な優遇価格で販売することを条件とする。

第１０８条〔事前の申請〕

(1)　チームまたは第三者がロゴマークを使用する場合は、リーグに事前に申請しなければならない。

(2)　商品化権については申請後、専務理事が可否について決定し、承認する。

第１０９条〔その他の事業〕

リーグは、第１０５条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。

①　サッカー用具の認定および検定に関する事業

②　広報・出版に関する事業

③　商品化に関する事業

④　その他理事会において定める事業

第１１０条〔リーグスポンサー〕

公式試合のスポンサーシップに関する事項については、理事会において定める。

第１０章　懲罰

第１１１条〔懲　罰〕

リーグの懲罰規程については、「ＪＦＡ関連規則懲罰規程」を適用する。

第１１章　最終的拘束力

第１１２条〔最終的拘束力〕

理事長の下す決定はリーグにおいて最終のものであり、当事者およびリーグに所属するすべての団体個人はこれに拘束され、理事長の決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

第１２章　改正

第１１３条〔改　正〕

本規約の改定は、理事会の発議に基づく社員総会の議決により、これを行うものとする。

第１３章　附則

第１１４条〔施　行〕

本規約は、平成２３年（２０１１）４月１日から施行する。

平成２４年（２０１２）４月　１日　改正
平成２５年（２０１３）４月　１日　改正
平成２５年（２０１３）６月２３日　改正
平成２６年（２０１４）１月２８日　改正
平成２７年（２０１５）１月２８日　改正
平成２８年（２０１６）１月２７日　改正
平成２９年（２０１７）１月２０日　改正
平成２９年（２０１７）１月２３日　改正
平成３０年（２０１８）１月２３日　改正
平成３１年（２０１９）１月２２日　改正
令和　２年（２０２０）１月２１日　改正
令和　２年（２０２０）１２月１７日　改正
令和　３年（２０２１）４月２２日　改正
令和　４年（２０２２）４月２１日　改正
令和　５年（２０２３）４月２０日　改正
令和　５年（２０２３）１２月１５日　改正
令和　６年（２０２４）５月３０日　改正
令和　７年（２０２５）４月２１日　改正
令和　７年（２０２５）１０月１４日　改定
令和　８年（２０２６）４月２４日　改正